

昇任試験実力養成講座

=共通(消防士長・消防司令補)、消防司令、小論文=

No. 570

—共通(消防士長・消防司令補)問題—

【地方自治】問1 地方自治法第2条に規定する地方公共団体の

事務に関する以下の文章のうち、誤っているものを選び。

- (1) 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- (2) 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が法定受託事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない。
- (3) 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- (4) 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

【地方自治】問2 地方自治法第16条に規定する条例の公布に関する以下の文章のうち、誤っているものを選び。

- (1) 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- (2) 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から3日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。
- (3) 普通地方公共団体の長は、議長から条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。
- (4) 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から、これを施行する。

【地公法】問1 地方公務員法第13条の平等取扱いの原則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 全ての国民に対し地方公務員法を平等に適用することは、地方自治法の要請である。
- (2) 憲法や政府を暴力で破壊することを主張する団体等を結成した者については、本条の適用が除外される。
- (3) 本条に違反して差別的に処分を受けた者は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、行政不服審査法による

不服申立てをすることができる。

- (4) 本条に違反した場合、罰則の適用がある。

【地公法】問2 地方公務員法第38条に定める営利企業の従事制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事してはならない。
- (2) 職員が本条に違反した場合、服務規律違反として懲戒処分を受けることとなる。
- (3) 懲戒処分による停職中の職員については、停職期間中に限定して営利企業に従事する場合には、任命権者の許可が不要であるとされている。
- (4) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の施行に伴い、職員が消防団員と兼職する場合には、地方公務員法第38条の許可は要しない。
- (5) 任命権者が営利企業の従事制限の特例の許可を与える場合には、公務に対する信頼の確保に悪影響を与えないものであるかどうか判断の要素としなければならない。

【消防組織】問1 消防における「長」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 消防庁長官は、総務省の外局として置かれる消防庁の長である。
- (2) 消防長は、消防本部の組織編成の権限を有する。
- (3) 原則として、市町村長が消防長の職を兼ねることはできない。
- (4) 消防長も他の消防職員と同様、一般職の地方公務員であるが、消防団長は特別職の地方公務員である。
- (5) 消防団長に任命される者が満たすべき要件については、法令上規定されていない。

【消防組織】問2 緊急消防援助隊の指揮体制について述べた次の記述のうち、内容が誤っているものはどれか。

- (1) 指揮支援部隊長は、消防応援活動調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (2) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、都道府県災害対

策本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- (3) 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (4) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (5) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

〔消防組織〕問3 消防組織法に規定する地方公共団体の機関に関する以下の文章のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。
- (2) 特別区の消防は、都知事がこれを管理する。
- (3) 消防本部の名称は、法律で定める。
- (4) 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

〔消防法規〕問1 消防法第5条の3に関する次の文章について、次の(①)～(④)までに当てはまるものの正しい組合せは(1)～(5)のうちどれか。

(①)は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者が権原を有するものを(②)することができないため、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、(③)において、当該消防職員に、当該物件について必要な措置をとらせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ(④)しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときはこの限りでない。

- (1) ①消防長、消防署長その他の消防吏員 ②覚知 ③それらの者の責任 ④通知
- (2) ①消防長、消防署長その他の消防吏員 ②確知 ③それらの者の負担 ④公告
- (3) ①消防長、消防署長その他の消防吏員 ②覚知 ③それらの者の責任 ④通知
- (4) ①消防長又は消防署長 ②確知 ③それらの者の負担 ④公告
- (5) ①消防長又は消防署長 ②覚知 ③それらの者の責任 ④通知

〔消防法規〕問2 消防法第3条の規定に基づく措置命令等について、正しいものはどれか。

- (1) 消防法第3条第1項における命令権者は、消防長（消防本

部を置かない市町村においては、市町村長）、消防署長その他の消防職員である。

- (2) 消防法第3条第2項における措置権者は、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）、消防署長その他の消防吏員である。
- (3) 消防法第3条第1項の規定に基づき命ずることができるのは、危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理である。
- (4) 火災の予防に危険であると認める場合、屋内屋外を問わず必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

〔消防法規〕問3 消防法第8条の2で定める統括防火管理者に関する記述のうち誤っているのは次のどれか。

- (1) 統括防火管理者には、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていなければならない。
- (2) 統括防火管理者は、防火管理上必要な初期消火技術を有していなければならない。
- (3) 統括防火管理者は、防火管理上必要な業務の内容について説明を受けていなければならない。
- (4) 統括防火管理者は、防火管理上必要な業務を行う防火対象物の位置、構造及び設備の状況についての防火管理上必要な事項について十分な知識を有していなければならない。

〔消防法規〕問4 消防法施行令第4条の2の8に定める、自衛消防組織の統括管理者として誤っているのは次のどれか。

- (1) 消防法施行令に定めるものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者は、統括管理者として充てることができる。
- (2) 市町村の消防職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあつた者は、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる。
- (3) 市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあつた者は、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる。
- (4) 市町村の消防吏員で、5年以上事務的又は実務的な職にあつた者は、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる。

〔消防設備〕問1 消防法施行令第9条の適用を受けない消防用設備等を選べ。

- (1) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 誘導灯
- (4) 水噴霧消火設備

〔消防設備〕問2 消防法第17条の2の5第1項の規定を適用することができる消防用設備等を選べ

- (1) 漏電火災警報器
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 避難器具
- (4) 非常警報設備

〔消防設備〕問3 移動式の水噴霧消火設備等と防護対象物の

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 75

【共通】問1 消防法施行令別表第1(4)項の用途に供される防火対象物における火災の予防上必要な事項等の点検及び報告に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、設問中の点検及び報告とは、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告のことを指すものではないものとする。

- (1) 消防法施行令別表第1(4)項の用途に供される防火対象物の収容人員が50人以上となる場合は、火災の予防上必要な事項等について定期的に点検すること及び当該点検結果について消防長又は消防署長に報告することが必要である。
- (2) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物については、当該点検は1年に1回行う必要がある。
- (3) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に当該点検を行わせる必要がある。
- (4) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物における点検対象事項とは、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項をいう。

【消防用設備等】問1 次に掲げる消防の用に供する機械器具等のうち、消防法令上検定対象機械器具等に該当するものを1つ選べ。

- (1) 消火器用消火薬剤のうち二酸化炭素
- (2) 泡消火薬剤のうち水溶性液体用泡消火薬剤
- (3) ガス漏れ火災警報設備のうち液化石油ガスを検知対象とするものに使用する受信機
- (4) スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁。ただし、当該一斉開放弁の配管との接続部の内径は300mm以下とする。

【消防用設備等】問2 非常警報設備に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合は、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていることが必要である。
- (2) 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、各階ごとに、その階の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設ける必要がある。
- (3) 非常警報設備の起動装置は、各階ごとに、その階の各部分

から一の起動装置までの歩行距離が30m以下となるように設ける必要がある。

- (4) 放送設備のスピーカーの音圧は、取り付けられたスピーカーから1m離れた位置で、L級にあっては92dB以上、M級にあっては87dB以上92dB未満、S級にあっては84dB以上87dB未満の大きさとする必要がある。

【防火査察】問1 消防法の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、違反処理を留保する場合もあるが、この場合は、違反内容の危険性に対応した代替の消防用設備等を設置させるとともに防火管理上の安全対策措置を講じさせる必要がある。
- (2) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- (3) 配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明で送付する必要がある。
- (4) 消防法に基づく命令を行ったときの公示は、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る必要がある。なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。

【防火査察】問2 告発等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実を申告して、処罰を求める意思表示である。
- (2) 刑事訴訟法は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定しており、公務員は犯罪があると思料したときは、必ず告発をしなければならない。
- (3) 消防法では、命令違反を前提とする罰則規定があり、スプリンクラー設備設置命令違反（消防法第17条の4第1項違反）は、告発をもって措置すべきと認められる事案である。
- (4) 告発のための違反調査は、刑法総則の適用を考慮する必要があり、行為等が構成要件に該当しているだけでなく、違法であること（違法性）と有責であること（有責性）も調査し立証する必要がある。